

集中改革プランにおける給与適正化の取組状況等について

1 給与構造の改革の着実な実施(給料水準の引下げ、地域手当の導入、勤務実績の給与等への反映等)

17団体すべてにおいて実施済み(平成18年4月1日時点)

2 特殊勤務手当の見直し(他の手当または給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当の見直し)

12団体において111手当見直し(うち平成18年度 5団体 42手当見直し)

3 給与情報等公表の実施内容(情報開示の徹底により、給与制度・運用等について適正化を推進)

17団体すべてにおいて実施済み(平成19年10月1日時点)

4 特別職の退職手当の見直し(市町長の任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直し)

16団体において実施済み(18年度 1団体実施)

未実施の1団体(越前市)も、現在期に係る退職手当は不支給